

平成 28 年度 仙台市障害者施策推進協議会（第 5 回）議事録

1 日 時 平成 29 年 3 月 23 日（木）18：30～20：47

2 場 所 仙台市役所本庁舎 2 階 第一委員会室

3 出 席 阿部委員，大坂委員，市川委員，桔梗委員，久保野委員，黒瀧委員，
坂井委員，佐々木委員，杉委員，鈴木（清）委員，高羽委員，中嶋委員，
松本委員，目黒委員，諸橋委員

※欠席：岩館委員，川村委員，白江委員，鈴木（直）委員，中村委員

[事務局] 村上健康福祉部長，高橋障害企画課長，小野障害者支援課長，金子障害者
総合支援センター所長，佐々木北部発達相談支援センター所長，中村南部発
達相談支援センター所長，矢本精神保健福祉総合センター管理係長(所長代
理)，伊藤青葉区障害高齢課長，阿部宮城野区障害高齢課長，伊藤若林区障
害高齢課長，都丸太白区障害福祉課長，山田宮城総合支所保健福祉課長，小
幡企画係長，齋藤主幹兼サービス管理係長，古澤地域生活支援係長，高橋障
害保健係長，天野施設支援係長，中川指導係長，五十嵐主査，佐藤（和）主
任，近藤（佑）主事，近藤（芳）主事，佐藤（千）主事

ほか傍聴者 2 名

4 内 容

(1) 開 会

(2) 会長挨拶

会 長 皆さん，こんばんは。本日は平成 28 年度第 5 回目の施策推進協議会ということでお集まりいただきました。さて，私たちは平成 30 年度からの 2 つの計画，仙台市障害者保健福祉計画並びに仙台市障害福祉計画の策定ということで，さまざまな資料を基に，これから検討していくこととなります。

何人かの委員の方から，やはり私たちの計画だから，主体的にこのようなことをしたいというようなことをお話の中で共有していくことが大事であり，まずはご発言の趣旨や結論を先に言っていただいて，その流れの中で発言していただくことが重要ではないか，というようなご意見をいただきました。

事務局への質問ではなく，繰り返しですけれども，この計画はこれからの私たちの地域で大事にすることは何なのか，どのような方向にしていくべきかを示すことつながりますので，お集まりの委員の皆様のご意見を基につくっていくべきではないかということを，何人かの委員からお話をいただきましたので，そのような方向で取り組みたいと思います。

また，国の動きもいろいろ出てまいりました。障害者基本法に基づく第 4 次障害者基本計画の骨格案や，2020 年のオリンピック・パラリンピックを踏まえ，2 月 20 日閣僚会議の中で安倍総理大臣も含めて，ユニバーサルデザイン 2020 行動計画も示さ

れました。

当事者や関わる人たちが、主体的にユニバーサルデザインのまちづくりと心のバリアフリーに取り組むということは、私たちがこれまで取り組んできたことでもあり、障害者保健福祉計画にも大きく反映することではないのかなと思いますので、やはり私たちが私たちの地域の計画をつくっていくという主体的な活動をしていく必要があるかと思います。

そのようなことで、皆さんとともに、大事な計画に取り組みたいということを申し上げて、何人かの委員の皆さんのご意見も踏まえての挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

（3）議事録署名人指名等

（1）定足数の確認

事務局より定足数の確認がなされ、会議の成立が確認された。

（2）議事録署名人指名

議事録署名人について、会長より市川委員の指名があり、承諾を得た。

（4）議 事

（1）国の動き：第 4 次障害者基本計画の骨格案について

会 長 さて本日の議事につきまして、仙台市障害者施策推進協議会運営要領第 4 条第 1 項に基づき、公開といたします。それではお手元の次第に基づいて議事に入ります。議事(1)国の動き：第 4 次障害者基本計画の骨格案について、まず事務局より説明願います。

事 務 局 障害企画課高橋でございます。それでは私から国における計画の検討状況についてご説明をさせていただきます。障害者の計画につきましては、本市においても、障害者基本法に基づく総合的な計画である障害者保健福祉計画と、地域における日常生活と社会生活を支えるために必要な障害福祉サービスなどについて定めた、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画の二本立てで策定していることにつきましては、委員の皆様もご承知のことと思います。

前回の審議会では、その障害者総合支援法の改正や国の審議会における検討状況などをご説明いたしました。障害者総合支援法に基づく計画におきましては、国から自治体に対して基本指針が示されることになっておりますが、その見直しのポイントとして、6つの項目がございます。

1つ目として、地域における生活の維持、継続の推進。2つ目として、精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築。3つ目として、就労定着に向けた支援。4つ目として、障害児のサービス提供体制の計画的な構築。5つ目として、地域共生社会実現に向けた取り組み。6つ目として、発達障害者支援の一層の充実というようなことが、サービスを支える上で重要なポイントとして挙げられているという

ことを、前回お話いたしました。

本日は障害者基本法に基づく国の第 4 次障害者基本計画につきまして、骨格案が 2 月 24 日の障害者政策委員会で示されておりますので、その概要について、簡単にご説明をさせていただきます。なお、阿部会長が委員として政策委員会に出席されておりますので、国においてなされている議論につきまして、さらにご説明いただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは資料 1 と参考資料 1・2 をご準備いただきたいと思います。参考資料 2 は 2 月 24 日に開催された国の障害者政策委員会の資料として、資料 1 はそれを事務局で抜粋したものでございます。

目次案については 4 つの構成になっていまして、「はじめに」と、位置づけなどを示している「Ⅰ 障害者基本計画（第 4 次）について」、「Ⅱ 基本的な考え方」、「Ⅲ 各分野における障害者施策の基本的な方向」と、4 つのパラグラフから構成されております。

第 4 次障害者基本計画は障害者権利条約を締結した後に初めて策定される計画になります。本計画は、障害者権利条約の理念を実現するためのものであるということを出しながら、成熟社会における共生社会の実現を目指すものとされており

ます。そのため、「Ⅰ 障害者基本計画（第 4 次）について」では、障害者基本計画の位置づけとして、障害者基本法に基づく最も基本的な計画であることや、平成 30 年度から平成 34 年度までの 5 カ年の計画であることのほか、障害者権利条約との整合性を確保することの重要性を盛り込むことにしております。

それから、「Ⅱ 基本的な考え方」では、基本理念として権利条約と基本法の理念とともに、障害者を社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、自己実現の支援と社会的障壁の除去のための障害者施策の基本的方向を定めております。また、基本原則として、地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調が挙げられています。

各分野に共通する横断的な視点としては、6 つの視点が挙げられております。1 つ目として、障害者権利条約の理念の尊重及び整合性の確保。2 つ目として、社会全体におけるアクセシビリティの向上。3 つ目として、当事者本意の総合的かつ分野横断的な支援。4 つ目として、障害特性に配慮したきめ細かい支援。5 つ目として、障害のある女性等の複合的困難に配慮したきめ細かい支援。6 つ目として、PDCA サイクル等を通じた実効性のある取り組みの推進、が挙げられております。それからⅢでは、分野ごとに、施策の基本的な方向が示されております。

なお、国における今後の審議の進め方の資料が参考資料 1 になります。今年の 9 月を目途に、政策委員会として計画案を取りまとめて、10 月に国の担当政務に手交され、その後政府案をつくり、パブリックコメントなど必要な手続きを経て、来年 3 月までに決定される予定です。本市における計画の策定については、国における

議論を見ながら、並行して進めていくこととなります。

それでは冒頭にも申し上げましたが、阿部会長が国の障害者政策委員会の委員として出席されておりますので、現在、国においてなされている議論や、焦点となっていることにつきまして、さらにご説明をいただければと思います。

会 長 はい、ありがとうございます。今、事務局からご説明いただいた通りです。ご存じのように、障害者基本法の改正は震災の年の 7 月に行われて、8 月から施行されました。また、障害者の権利条約をできる限り取り入れる方向性が示されました。

さらに、第 4 次障害者基本計画をつくるにあたっては、権利条約の内容を踏まえて行う方向性があります。例えば「Ⅲ 各分野における障害者施策の基本的な方向」という項目立てについても、以前は「教育の振興」と「文化芸術活動・スポーツ活動」が一緒の項目とされておりました。権利条約を踏まえた様々な議論を経て、それらは分けて設定されることになりました。

また、現行の第 3 次基本計画に基づきまして、国の様々な障害者福祉を中心とした施策に関するモニタリングを行いまして、昨年 6 月、政府報告が国連の障害者権利委員会に提出されたところでした。

以上の大きな枠組みが基本計画であります。また、政府報告に関する審査は、恐らく 2020 年ごろに行われるとされておりまして、4 月 1 日から傍聴ということでカナダに行かせていただく予定です。

障害者権利条約は非常に大事な条約でして、国においては基本計画を基にモニタリングしていくこととなります。しかし、残念だったのは、2014 年に条約を締結したのですが、その後の 2 年間で政府報告をつくりましたので統計資料も十分ではありませんでした。例えば、障害のある女性に関する複合的な課題についても、統計資料には男女の差がないという課題があります。

これらの課題について、今度は民間の団体、障害当事者団体、JDF が中心となってパラレルレポートを策定しています。政府も、国連の障害者権利委員会での審議の中で、統計資料がないというのは認めておりますし、様々な団体が連携し、障害者権利委員会からよい報告、よい勧告に結びつくような活動をしていくことに取り組んでいます。

単に政府を批判するのではなく、障害者福祉を中心とした施策の向上に結びつけようという動きがあります。その中の基本となる枠組みが障害者基本計画です。

先ほどからお話ししておりますが、第 4 次障害者基本計画は障害者権利条約に関する様々なモニタリングが行えるような構造になっていきます。また、「Nothing About Us Without Us（私たちのことは私たち抜きに決めないで）」という言葉にあるように、障害当事者・関係者がしっかりと意見を出してつくっていきます。さらに、障害の幅や定義も変わっております。身体障害・知的障害・精神障害・発達障害を含む、その他の心身機能の障害及び社会的障壁により継続的に、日常生活・社会生活に相当な困難を有することが障害の定義になりましたので、社会のバリア、社会

的障壁を取り除くことも目指していきます。

しかし、障害の社会モデルが明確に打ち出されてはおりますが、障害の社会モデルについては社会ではまだ浸透が進んでおりません。障害福祉に関係する方々の中では進んでいますが、その理解も含めながら取り組んでいくこととなります。

また1つお話しさせていただきますと、前回の基本計画からモニタリングについて行われるようになりましたが、実は仙台市は、それ以前から施策推進協議会でモニタリングを行っていた、珍しい自治体でもあります。

先ほどからお話しをしていますが、今度私たちがつくる障害者保健福祉計画は、計画の進捗状況をモニタリングする仕組みをつくりながら、国自身が持っていない視点も地域で持つことができるのではないかと、私たち施策推進協議会委員の役割が大きいのではないかとということについて、お話しさせていただきました。以上です。

事務局と私からこの次第4の議事、(1)について説明させていただきましたけども、皆様からご意見や確認がございましたら、よろしくお願ひしたいと思います。いかがでしょうか。はい、諸橋委員、お願ひします。

諸橋委員

やまとみらい福祉会の諸橋です。基本計画の「はじめに」という部分で、「成熟社会における共生社会の実現を目指す」ということが書かれています。実際は本当に成熟社会なのかという感じもいたしますが、非常に危機的なことがこれから起こるのではないかと一般的には言われています。

その中で、例えば共生型サービスについて国が言及していますよね。かなり以前からそのような取り組みもされてきたわけですが、共生型サービスに関する内容を基本計画に反映していくのでしょうか。

会長

追加で事務局から回答があるかもしれませんが、私から答えさせていただきます。ただいまの諸橋委員の質問は、障害者総合支援法の改正とともに、「我が事・丸ごと」地域共生社会づくりと分野で話されている内容であります。

本日は障害者保健福祉計画ということで、平成 30 年度から 6 年間の計画をつくることについての議論になります。しかし、障害福祉計画では障害者総合支援法の議論がなされるので、共生型サービスの仕組みについても議論されることになるのではないかと思います。

諸橋委員のご指摘のように、厚生労働省では塩崎大臣を本部長として、各局長が本部員として「我が事・丸ごと」地域共生社会づくりという新しいテーマを掲げています。

住民も含めた私たち自身が「我が事」として、子ども・障害・高齢・生活困窮の問題も「丸ごと」一緒に取り組んでいきたいと思いますという方向性がございます。

先ほどお話があった共生型サービスとは、障害福祉サービスを使っていた方が 65 歳になって高齢者になったときに、サービスを切り替えるために事業所を切り替えることは大変なので、介護保険の事業についても障害の事業所が行えるようにして

いくことを指します。例えば、生活介護を受けている方が、65 歳を過ぎて介護保険のデイサービスを受ける場合に、同じ障害の事業所がデイサービスの事業もできるように整えていこうということです。

まず、国は基本計画を示しますが、地域の課題に向き合う仙台市独自の障害者保健福祉計画をつくっていく必要があります。そしてそれを踏まえたうえで、具体的なサービス提供について記述する障害福祉計画を定めます。この全体を通じて、これから仙台市が目指すところ、私たちの地域の課題への向き合い方、そして地域らしさを出していくことになります。障害福祉サービスのみならず、広い意味での施策を考える視点で 2 つの計画をつくっていきます。この点について、事務局からは何かございますか、はい、それではこの点については以上にしましょう。そのほかは何かございますか。市川委員、お願いします。

市川委員 共生福祉会の市川でございます。参考資料の 2 の 1 ページの障害者基本計画(第 4 次)を通じて、実現を目指すべき社会については、津久井やまゆり園の事件などを経て、このような視点が新たに加わったということでしょうか。

我々が仙台市の計画を立てる場合も、やはりこのような新たな視点を踏まえたものにしていく必要があるのか考えていく必要があるのかと思い、阿部会長に確認させていただきたいと思います。

会 長 市川委員のご指摘のとおりでございます。障害者施策がいわゆる「お荷物」ではなく、国民の安全や社会経済の進歩につながる社会の実現を目指すという視点は、やはりこの障害分野のさまざまな課題を解決することが成熟社会を実現することにつながると思われています。また、2020 年にはオリンピック・パラリンピックもございます。2 月 20 日にはユニバーサルデザイン 2020 行動計画について、具体的な計画が示されました。仙台市では以前から取り組んでいることですが、ユニバーサルデザインのまちづくりが求められます。市川委員がご指摘いただきました「心のバリアフリー」についても、「一人一人の命の重さ」そして障害がある視点から、社会を暮らしやすいように変えていくという視点が示されてまいりと思いません。

平成 30 年から学習指導要領が変わりますので、教科書の中にもこの心のバリアフリーの理念も入れていくべきではないかなどとの議論もございます。また、少し話は変わりますが、震災時の避難に関しても、具体的な個別計画も 2020 年まで地域でつくっていくべきではないかとかという話も出ています。

それから、社会的障壁についての議論も重要です。それぞれ人によって社会的障壁は異なっているので、合理的配慮を発信できるコミュニケーションの力も付けていく必要があるのではないかと、様々なことが議論されています。

さらに、障害理解についても当会議でも議論されていますが、障害理解を発信していくということの大事さと、障害理解の発信に取り組んでいる自治体に対する評

価をしっかりと行い、それを支える枠組みもつくっていかうというような、踏み込んだ内容も出てくると思いますので、新しい議論の結果も取り入れまして、検討していくとよろしいのかなと思います。

また、バリアフリー法の改正も検討され始めています。法律が施行されてから 10 年が経っていますので、様々な動きが同時に出てくるのではないかと感じています。

以上でよろしいでしょうか。国の動きについては、さらに動きが出てまいりましたら、改めて話題にさせていただきます。そしてそれらを踏まえて、仙台市らしい計画をつくってまいりたいと思います。ありがとうございました。

(2) 平成 28 年度仙台市障害者等保健福祉基礎調査の報告について ①アンケート調査結果

会 長 では次の議事に移ってよろしいでしょうか。次はとても大事な議事です。国の動きについての内容が終わりましたので、次は(2)平成 28 年度仙台市障害者等保健福祉基礎調査の報告①アンケート調査結果について、事務局より説明願います。

事務局 (高橋課長) それでは基礎調査のうち、まずアンケート調査の概要についてご説明をさせていただきます。資料 2-1, 2-2, 2-3 をご準備いただければと思います。資料 2-1 の表面のアンケート調査概要につきましては、前回の審議会でもご説明をいたしましたので、裏面をご覧いただきたいと思います。

調査票の回収率につきましては、右から 3 列目が今回の回収率になりますけれども、一番下の行、全体の回収率については 51.8%ということで、残念ながら前回平成 22 年度と比較して、0.1 ポイント下回る結果となりました。しかしながら障害種別に見ますと、前回よりも回収率が下がっているものは①の身体の 65 歳未満の方、⑥の精神障害者本人の通院の方、それから⑨の難病患者本人、12 番の市民といったところでございますので、回収率が上回ったもののほうが多かった、と言ってもいいのかなと考えております。

引き続き資料 2-2 をご覧ください。これはアンケート調査の結果の概要でございます。目次をご覧いただきたいと思いますが、当事者全般にお伺いしたことについて、基本的な属性やお仕事、サービスの利用の有無、福祉避難所の認知度などのほか、精神障害者の方に入退院に関することをお聞きしています。また、ご家族には家族会に関することをお聞きし、障害のある子どものご家族につきましては、そのご家族の状況をお尋ねしています。それから、無作為に抽出した市民の方の調査結果を抜粋するような形でまとめております。

1 枚ページをめくってください。今回のアンケート調査の調査対象につきましては、障害種別などにより 12 分類ございますが、上にグラフが、下にその数字が表で示されております。

分類の仕方によって年齢層にばらつきがございますけれども、これは調査票を配布する経路や、手帳別の年齢分布等に沿うような形になっているのではないかと思います。1 枚ページをめくっていただきますと、当事者並びに世帯の所得の状況に

ついでの結果がございます。

今回のアンケート調査では、質問項目をできるだけ障害種別で共通になるように調整をいたしましたけれども、依然として障害によって共通していないものもございます。例えば知的障害のご本人については、世帯の所得など、ご本人にお答えいただくのが難しいと思われるものについては除外している項目もございます。そのため、グラフに示している障害の種別については、質問によってはご家族の回答を示したり、本人の回答を示したりしておりますので、ご了承いただきたいと思います。

3 番は現在のお住まいの状況でございます。全体的に見ると、70%前後が持ち家に住んでいらっしゃいますが、精神障害の方については借家や賃貸、知的障害の方はグループホームが、回答された方については多かったと結果が出ています。

将来希望している住まいが 4 番でございまして、知的障害についてはグループホームが非常に多くなっています。6 番は日中過ごしている場所でございます。身体の方、精神の方、難病の方では、およそ回答いただいた方の 50%以上が自宅にいらっしゃいます。一方、知的障害の方については、通所施設にすることが多くなっています。

7 番は隣近所との付き合いについてです。これはすべての分野で、会えば挨拶する程度である、という回答が多くなっています。特に知的の方については近所づきあいが少ない方が多くなっています。

9 番はお仕事の有無についてです。知的障害の方を除いて、約半数以上の方がお仕事をしていないという結果が出ております。10 番は仕事の形態についてですが、身体の方、65 歳未満の方、それから難病の方は常勤が多く、知的の方、精神の方については通所の方が多い。それから発達の方はパート・アルバイトが多いといったような状況になっております。

11 番は通院頻度についてです。50%以上が定期的に通院をしていて、特に知的・精神・難病の方が通院している方が多くなっています。12 番は障害福祉サービスを利用していない理由でございますが、「必要ない」と回答している方が多い一方で、「何が使えるかわからない」という方も多くなっています。

13 番は障害福祉サービスの満足度についてです。これは、障害福祉サービスを利用されている方にお伺いをしているものでございます。「わからない」と回答している方が多いのですが、知的障害以外では満足している傾向があり、知的障害のある方のご家族については、「やや不満である」と答える方が多くなっております。

15 番は障害者差別解消もしくは「本市の条例についてご存じですか」とお尋ねしたものです。15%から 30%の方が法律、条例について知っていますとお答えになっておりますが、約 7 割の方が「知らない」と回答しております。

それから、16 番は差別を受けた経験についてです。身体や難病の方は差別を受けた経験がないと答えている方が多いのですが、知的障害、発達障害の方では、50%以上が差別を受けた経験があるという回答をしております。

18 番は災害時に避難できるかどうかお尋ねしたものです。知的障害の方では一人では避難できないと答えられた方が多くなっておりませんが、それ以外の障害ではおよそ 50%以上の方が、自分で避難できると回答されております。

19 番は指定避難所のことを知っているかどうかお尋ねしたものです。知的・精神の方では地域の指定避難所を知らない方のほうが多くなっておりませんが、それらの障害以外ではおよそ 7 割の方は、知っているとお答えしております。それから、福祉避難所については、知的障害のある方のご家族を除いて、知っている方は 10%以下であり、ほとんど知らないという状況にあります。

22 番は災害時要援護者登録制度の利用の有無についてです。知的障害の方ではご利用が多いですが、それ以外の障害では利用がほとんど少なくなっております。

次の項目は、災害時要援護者登録制度を使っていない方にその理由をお尋ねしております。6 割以上は「制度を知らない」と回答していますが、知っているも「必要ない」と回答している方もいらっしゃる状況です。

そして 24 番は災害時の手助けの希望についてです。この質問の選択肢は、「ぜひ手助けしてほしい」、「事前に情報提供はしたくないが、いざというときは支援してほしい」、「避難の手伝いや介助を受けることに抵抗感がある」、「自分で避難できるので協力はほしくない」、「わからない」で構成されています。

知的障害の方では、「ぜひお願いしたい」と回答されている方が多く、全体的に手伝いを受けることに抵抗感がある人はそれほど多くないように見受けられます。この質問については、本日の資料には添付していませんが、平成 18 年度・平成 22 年度も同様の調査をしております。

平成 22 年度と平成 28 年度の結果を比べると、「事前に情報提供したくないが、いざというときは支援してほしい」と、「ぜひお願いしたい」について、平成 22 年度の結果では「事前に情報提供したくないが、いざというときは支援してほしい」が高かったのですが、震災の後には「ぜひお願いしたい」という回答が明らかに増えています。震災時期の地域の方々との関わりを通じて、手助けしてもらうことが大切だということを、皆さん強く感じられたのではないかと考えております。

引き続き、次は精神障害の方に入退院の状況についてお尋ねした結果に移ります。手帳を持っている方で、今回ご回答いただいた方のうち、50%以上は入院したことがあると回答していらっしゃいます。

27 番はその通算の入院期間になります。ご回答いただいた現在入院している方の中では、入院期間が 1 年以上に及ぶ方は 70%ほどとなっています。

29 番は入院中の方に退院できる条件についてお伺いしております。「退院後に住む場所があること」が最も多く、「病気が良くなること」はその次に多くなっています。31 番は退院後の生活で困ることについてお尋ねしています。家族と一緒に暮らすことなどに消極的な方も多い一方で、「特に困ることがない」、「わからない」と回答されている方も多い結果となりました。

33 番以降はご家族に、家族会に参加しているかをお尋ねしたものでございます。

この調査票の多くは家族会を通して配っていますので、参加されている方は多く出るのかなと思います。ちなみに、障害児の家族については放課後デイサービス等の事業所を通じて配布しましたので、障害児の家族の傾向が、一般的な障害児の家族の傾向ではないかと感じています。

35 番は家族会に参加していない理由についてです。その理由としては、「団体の活動内容をよく知らない」が多く、「時間がない」という理由もまた多くなっています。そして 36 番以降は家族、特に兄弟姉妹についてお尋ねした項目になります。

38 番は兄弟姉妹について困ったことは何かとお尋ねしたところ、「十分にかまうことができなかった」ことや、「育て方」で困ったとお答えになった方が多くなっております。40 番では兄弟姉妹に必要な支援内容をお伺いしましたが、「気軽に相談できる場所」や、「兄弟姉妹どうしが集まる場所」があるといいという回答がございました。

41 番以降は無作為に抽出した市民の方へのアンケートの結果でございます。41 番は手帳の認知度についてです。障害者手帳の認知度は、全体的に低下傾向にあるという結果が出ています。

42 番は障害のある方と接した経験があるかお尋ねしております。この点については、今回そういった経験がないと答えた方が多くなってきている状況になっております。43 番には 42 番の理由が尋ねられていますが、「そのような機会がなかったから」という回答が多く、過去と比較して回答傾向についてはあまり大きな変化はありません。

一方で、45 番では、近所の障害のある方へのお手伝いについて、「支援を求められたときはお手伝いをしたい」という回答が増加しています。

また、行政と地域住民の関係については、「行政と住民が協力して取り組むべき」という回答が若干低下して、「責任は行政にある」、「わからない」という回答が増加しています。

49 番は障害のある方への理解の程度についてです。「障害者全体」の理解は「深まってきた」と答える一方で、個別の障害についての理解については、低下をしてきているという結果が出ております。

続きまして資料の 2-3 をご覧ください。これは、今後充実してほしい施策についての回答の結果を、障害の種別ごとにまとめたものでございます。まず身体障害 65 歳未満の方については、「年金などの所得保障の充実」、「医療費の負担軽減」、「障害があっても働ける場の確保」が順に多くなっておりまして、その次にバリアフリーに関する施策についての順位が高く出ております。

65 歳以上の身体の方ですと、年金とか医療費などの給付が、65 歳未満の回答と同様に高くなっておりまして、介護や在宅サービスへの充実についても求められている結果となりました。

知的障害については、所得保障の順位が特に高くなっておりまして、施設や働ける場所、相談先の充実、それから障害理解の促進が求められております。そして知

的障害の家族については、家族が亡くなった後を見据えたグループホームなど、住まいの場の充実や年金など所得保障の充実の順位が高くなっていることに加えて、家族が休養できる施策についても求められています。

それから障害児の家族については、「障害があっても働ける場の確保」の順位が特に高くなっております。障害児の家族の方はまだ学校に行っていらっしゃるお子さんの親御さんということですので、そのような傾向になっているのではないかと思います。また、「放課後等デイサービスの充実」、「学校教育や生涯教育の充実」についても必要とされています。

次は精神障害の方についてですが、「年金など所得保障の充実」が一番多く、「働ける場の確保」、「医療費の負担軽減」の順となっております。さらに、住宅の確保、相談しやすい環境整備についても求められております。また、精神障害の家族の方については、「年金など所得保障の充実」、「働ける場の確保」の順位が特に高くなっており、施設や住まいの充実についても高くなっています。

難病の方については、「医療費の負担軽減」、「年金など所得保障の充実」の順位が特に高くなっています。発達障害の方については、「障害があっても働ける場の確保」が特に高く、「所得保障の充実」のほか、相談しやすい環境の整備、障害理解の促進、住宅の確保という結果が出ております。

最後に、発達障害の家族の方についてです。「グループホームなど住まいの場の充実」、「年金など所得保障の充実」、「障害があっても働ける場の確保」が特に高くなっておりますが、障害理解の促進、権利擁護についても強く求められております。以上、駆け足でございましたが、アンケート調査の結果についてご説明いたしました。

会 長 はい、ありがとうございました。ただいま事務局より議事(2)の①アンケート調査結果についてご説明がありました。さて皆様からご意見やご確認をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。黒瀧委員、お願いします。

黒瀧委員 みどり会の黒瀧と申します。アンケート調査について、精神障害のある方についてです。家族の方を対象にアンケートを取ったと伺いましたが、やはり家族会に入っている方は一部の方であって、入っていない方、引きこもりの方、知られたくなくて隠しているような方が多くいらっしゃいます。最近、我が家の近くでも親が亡くなっていたのを知らないでいたようなこともあり、現実にとっても大変な状態を見えています。非常に難しく、対処の仕方が分からないのですが、そういった方をもう少し調べていただいて、どうにかならないかいつも考えております。

会 長 現状についての大事なご意見ありがとうございました。そのほか、委員の皆様からはいかがでしょうか。はい、松本委員、お願いします。委員の皆様、何人かからお話いただいた後、また議論を共有化していきたいと思っております。

平成 28 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 5 回）

松本委員 事務局への質問のような形でも構いませんか。

会 長 はい、お願いします。

松本委員 13 番の福祉サービスの満足度について読ませていただきました。知的障害のご家族の方で「やや不満である」と回答された方が大変多くなっているということで、サービスを提供している当事者として大変気になりました。どのようなサービスについて不満が出ていたか、もし今わかりであれば教えていただきたいと思いました。

会 長 事務局、お願いします。

事務局
(高橋課長) 今日急ぎまとめたものをお出ししていきまして、正式にはまた分析するときにお出しできればと思います。ただ、実際にサービスを利用されている家族の方ですので、非常に意識の高い方が多かったのではないかと考えております。なお、松本委員からいただいたご質問については申し送りをさせていただきたいと思います。

会 長 松本委員、大事なご指摘ありがとうございます。それから、分析してまた共有するというので、よろしくお願いします。そのほかにはございますか。はい、市川委員、お願いします。

市川委員 共生福祉会の市川でございます。この結果を見た感想です。大震災より 6 年目を迎えて風化や障害者の避難、取り組みの必要性が改めて言われている中で、福祉避難所の認知度がものすごく低いことや、災害時要援護者登録制度を知らない人が多いということについて、一生懸命宣伝や広報をしているつもりですが案外伝わっていないと感じました。ですから、やはり広報などをより考えていかなければいけないのではないかと感想を持ちました。以上です。

会 長 ありがとうございます。制度があっても、それを周知することで初めて使うところに結びつくということで、大事なご指摘ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。ありませんでしょうか。それでは次に移らせていただきます。

(2) 平成 28 年度仙台市障害者等保健福祉基礎調査の報告について ②聴き取り調査結果

会 長 続いて、②聴き取り調査結果になります。アンケート結果から見えてくるもの、聴き取り調査から見えてくるものもありますので、いったん次に進めさせていただいてもよろしいでしょうか。では、②聴き取り調査結果について、まず事務局より説明願います。

事務局
(高橋課長)

資料 3-1, 3-2, それから参考資料 3 をご準備いただきたいと思います。聴き取り調査につきましては、資料 3-1 の 1 番にもありますように、協議会の委員の皆様にもご参加をいただきまして、平成 28 年 12 月 7 日から 24 日までと、平成 29 年 2 月 20 日から 24 日までの間で実施をいたしました。大変お忙しいところ、ご協力いただきまして、本当にありがとうございました。

障害当事者の方については、関係する団体にご推薦いただきまして、合計 44 名の方にご協力をいただき、委員については延べ 19 名にご参加いただき、聴き取りを行いました。

障害福祉サービス事業所につきましては、合計 45 名の方に対しまして、委員延べ 10 名の方にご参加いただき、聴き取りを行っていただきました。具体的な障害種別や事業分野につきましては、資料の表のとおりでございます。

主な質問事項については 3 番にお示しをしておいております。聴き取った内容の概要につきましては、資料 3-2 をご覧いただきたいと思います。3 ページ目からが、それぞれの種別でいただいたご意見を、事務局でまとめさせていただいたものです。

まず身体障害のある方、肢体不自由の方につきましては、地域生活の中ではご近所の方たちのお付き合いが重要であるとか、就労について昔は手仕事が多く、自営業なども含めて障害があってもできる仕事がいっぱいあったのですが、現在は仕事が機械化されてなかなかお仕事するのも大変だというようなご意見がございました。

それから、介護保険に切り替わる際の問題については、支給されていた車いすを支給してもらえなくなってしまったというお話がありましたが、実際は支給が可能でございまして、ヒアリングの場所でも支給してもらえることをご説明して、ご本人にも安心していただきました。

オストミー等、人工肛門などをつけておられる方については、給付金の金額が十分でないというご意見もございましたが、給付金は自治体によって異なる状況もございます。また、パーキングパーミット、障害のある方を優先する駐車については、仙台市でも進めてほしいというご意見もいただいております。

障害理解については、車いすを利用していることで偏見を感じたことはないというご意見や、災害については、直接福祉避難所に行けるようにしてほしいというご意見もありましたが、この点については震災後にその取扱いについて変更されております。

また、避難所でも発電機を整備してほしいという発言についても、整備がされてきているところでございます。さらに、震災後、病院からストックされた補装具を提供してもらったというお話もございました。

当事者活動については、当事者団体に所属されている方からは、若い世代の会員が増えず、なかなか若い人に入ってもらえないことが悩みだというお話がございました。

次は視覚障害のある方についてです。周りの人に、危ないですよと声をかけても

らうだけでもすごく嬉しいというお話や、雇用促進法施行以前から職場で配慮があって、とても助かっているというお話がありました。

それから、同行援護の利用時間の上限についてのご意見や、日常生活用具の品目について見直しをしてほしいというご意見がございました。障害理解については、市立病院の建設の際に、公園内の点字ブロックの敷設について要望したところ対応してもらえて、とても助かっていますというようなお話や、最近、地下鉄での事故が多くなったせいか、利用する際に声をかけてくださる人が多くなっているなどお聞かせいただきました。

また、何か理不尽なことが起こったときに、一方的に怒るのではなくて理解を得られるように、粘り強く交渉していくことも大切だと感じている、というご意見をくださった方もいらっしゃいました。

災害については、視覚障害の方が避難所に入るとき、小さい建物であれば自分で歩くことができるけれども、広い場所だとなかなか移動が大変だという意見がございました。さらに当事者活動について、同じ障害の当事者にいろいろ刺激を受けて助けられている、という発言もございました。

次は聴覚障害のある方についてです。地域の中でコミュニケーションの手段として、音声の案内では聴こえず困るということや、聴覚障害のある方のコミュニケーションの特性として、日本語で書いてある文章をなかなか理解するのが難しいというご意見をいただきました。

私もこの職場に来るまで、聴覚障害は聴こえない障害なので、文章で筆談をすれば分かるのではないかと思っておりましたが、聴覚障害のある方は手話が言語であって、手話の言葉と書いてある文字とは違うので、文章で書いてあるものがなかなか理解できないという方も少なくありません。そのため、筆談にも限界があるのが現実です。

また、仕事の現場でもコミュニケーションが課題になって、言葉の意味をうまく理解できないことがあり、就職の面接のときも、文章を読み込むことが苦手なので、なかなか面接を通らないというお話がございました。

それから、聴覚障害のある方の教育について、以前は支援学校に 400 人ほど在席していたけれども、今は 80 人程度となっているというお話がありました。聴覚障害のある方は、現在は一般の学校にいらっしゃる方もおりますが、聴覚障害としてのコミュニケーションの取り方の習得という点については大丈夫なのか、というご意見をくださった方もいらっしゃいます。

災害が起こったり電車で事故があったりしたときも、通常はアナウンスがされますが、聴覚障害のある方は何が起きているのかわからない。ただ、携帯電話の緊急災害の通報などは、携帯電話の振動で理解でき、とても助かるというお話がございました。

震災のとき、電気が全部止まり停電になってしまったので、真っ暗だと手話も見えなくなります。多くの場合は、テレビから文字情報を得ることになりますが、そ

れも利用できず、非常に困ったというお話がございました。それで災害時に備えて、近所の人には何かあったら助けてくださいと伝えるだけではなく、「窓を割って知らせてほしい」と、具体的にやってほしいことをお願いしたというお話をしてくださる方もいらっしゃいました。

当事者活動については、同窓会に若い人が参加しなくなったというお話や、家族の会話に入れないので、家庭内で孤立する聴覚障害のある方もいらっしゃるということ、当事者活動に参加することでコミュニケーションを取る場を確保しているが、当事者活動に参加する方が高齢化してきているというお話もありました。

また、意思疎通に際しての便利な道具として、LINE は短い文章や絵文字で伝えられるだけではなく、テレビ電話で手話もできるので便利だというお話がありました。

次は、知的障害のある方についてです。地域生活の中では、家族や相談支援事業所に相談しながら困ったことを解決しているというお話がございました。就労については、ジョブコーチがいることで困ったことを相談したり、職場との間をつないでもらったり、とても助かっているというお話がありました。

それから、福祉については、ヘルパーさんが来てくれることで食事に配慮がされてとてもよかったというお話があった一方で、サービスを利用する場合に、申請書を書くのが非常に手間だというご意見もございました。

また、相模原の事件の話についても聴き取りの中で話題が出てきました。当事者活動としては、障害当事者同士が、交流したりや情報交換したりすることができるようなサークルが身近なところにあるといい、というご意見がありました。

次は精神障害のある方についてです。地域社会では、挨拶する程度で特に交流はないというお話もありましたが、近所の方から町内のお祭りへの参加を誘われた、という方もいらっしゃいました。相談先としては、通所している事業所の職員や相談支援事業所の相談員などに限らず、通っている病院の先生や、カウンセラーも相談相手になるというお話がありました。

それから、障害のあることを知られたくない気持ちがあるというお話もありました。一方で、職場で障害を開示して適切な支援を受けているというお話や、職場での障害特性の理解不足で非常に苦しんだ、というご経験をお話いただきました。

通院する際の医療費に関する心配や、相談支援事業所のサロンにスタッフがなかなかいないという話、気が向いたときなどに行けるような場所があるといいというようなご意見がありました。

また、障害に配慮した病院などの一覧があるといいといった声や、区役所や相談支援事業所に相談できることを知らずに大変だった、というお話がございました。

次は、発達障害のある方についてです。地域生活については、様々な活動に参加しているが、障害の特性から人と関係をつくるのが、なかなか難しいという方がいらっしゃいました。

また、職場の場で障害を開示せずに入社したのですが、うまくいかず悔しい思いをしたという話を聴かせていただきました。一方で、障害を開示したら開示したで、

職場の人に誤解されて非常に苦勞をしたということや、職場での異動があることで、その職場の雰囲気が変わったり、上司の方の仕事への配慮というのが足りなくなったりする経験をされている方もおりました。

学校の場合では、なぜ怒られているのかが分からなかったという経験や、発達障害のある方はじめに遭っている人が多いと感じるということなど、集団生活の中の難しさについてお話しされる方が多かった印象がございます。

それから、サービス利用の手続きについて煩雑だとおっしゃっている方がいらっしやいました。また手帳を取るときになかなか発達障害で取れず苦勞をしたというお話がありました。さらに、障害特性を事前に理解してもらうと生活がしやすい、伝えていくことも大事だ、とおっしゃる方がいらっしやいました。

次は難病患者の方についてです。生活の中で、自分の病気はお風呂に入っている間に溺れてしまうことも起こり得るため、入浴中も携帯電話を持って連絡取れるようにしているということや、職場でなかなか配慮が得られず、配慮を求めたところ解雇された、というご経験を持つ方もいらっしやいました。

福祉については、保健師さんに対応してもらうと難病の認定はスムーズで、よき理解者がいると相談しやすいというご意見や、区役所間で対応に差がある、担当者が変わるのが早すぎるのではないかと、というご意見もございました。また医療面については、難病は一般の医師では判断が難しい、というご意見をいただきました。

また、障害者の手帳をもらった際に、障害者と烙印されたように感じたというお話があった一方で、当事者が障害を受容できるか分からないが、まずは必要な情報を流すことが大切だというご意見がございました。

他に、難病の特性を自分から働きかけて周囲を変えていかなければならないと思うというお話や、特にお医者さんの態度や発言に大きな影響を受けるというようなお話もございました。災害のときには、避難所での生活が大変だったという経験をされたり、福祉避難所に直接行けるような仕組みにしてほしいというご意見があったり、近所の人と仲良くしておくことが大切というご意見をくださった方もいらっしやいました。

それから、当事者活動については、団体に所属することは、人間関係の安定の意味で非常に大きいというお話や、当事者で集まって情報交換をできる場が大事だというご意見がありました。

福祉サービスなどの情報については、障害者手帳をもらうときにそのメリットを教えてほしいというご発言や、病院に通院されている難病当事者からは、お医者さんや医療ソーシャルワーカーから、障害年金や福祉サービスなどの情報が十分に提供されないで、よく分からなかったというご意見をいただきました。一方で、当事者団体などを通じて制度を知ること非常に多いというお話がございました。

次は障害者スポーツ関係についてです。スポーツ活動を通じたことで友人とのつながりができた方もおられますが、ボランティアがいないと外出できないという方もいるので、サポートが必要だというお話、スポーツを通して集中力や勤が自然と養

われて、自分自身が変わったという経験をお話しされた方もいらっしゃいました。

施設の利用については、練習場所の確保に大変苦労しているというお話がありました。それから、移動の際に同行援護を利用する場合時間が限られているのでなかなか活動も制約されるというお話や、主治医によって搭乗できる乗り物に制限を付けられてしまうというお話、スポーツをしているグループが段々高齢になってきて、若い人がなかなか入らないというお話もありました。

次は障害のあるお子さん、発達に不安のあるお子さんのご家族についてです。診断判定の際には、病院で子どもが小さいうちはなかなか診断名が出ず、出たとしても大きくなるにつれて、言われていた内容が段々変わってきて非常に困るというお話がございました。

それから、もっと学校で障害のことを理解してほしいというお話や、毎年担任の先生と面談の時間をつくって子どもの特徴や対処法の説明をしているが、先生が変わったときにきちんと引き継がれないというお話がありました。先生に対して、それぞれの子どもに適した対応を取ってほしい、というご意見がございました。

また、学校外でもスポーツができるクラブ活動があるといい、発達障害のある子の習い事ができる場所があるといいというお話もございました。診断名がつかない間、非常に不安なことが多いため、グレーゾーンの時期に気軽に相談できる場や交流できるような場があったらよかったというご意見もいただきました。

アーチルで相談を受けるまでの待ち時間が長い、待っている間に子どもの状態も変わってきてしまうが、区役所やスクールカウンセラーに支えられて助かったというご経験もお聴きいたしました。

聴き取りの当日は、お母さん方に集まっていただきましたが、障害のある子どもの母同士の情報交換の場所はなかなかなく、このような場がほしかった、とてもよかったというご意見もその場でいただきました。一方で、子どもの障害のことについて家族になかなか理解してもらえず、とても苦しいというお話もございました。

次にてんかんのある方についてです。てんかんについては、病気を職場に知らせるか知らせないかという点が難しく、知らせるとなかなか面接が通らないという現実があり、障害を開示すべきかの判断が困難だというお話がございました。

それから、行政の相談までたどり着かない人もたくさんいるので、相談できるということを積極的に教えてほしいということや、災害の際にもてんかんを隠している人が避難所に行くことがなかなかできず、避難所で発作が起きてしまうと避難所には居られなくなってしまうというお話もございました。

次のページ以降は、障害福祉サービス事業所の職員からのご意見について聴き取りをした内容でございます。児童系の事業所からは、未就学期、小さいお子さんの保護者は一番不安な時期であるため、それに寄り添うような取り組みが必要であり、学校に向けても継続した支援が大事ではないかというご意見がございました。

また、義務教育から就労に移行する際に、就労先だけではなくて、他に複数の組織とつながって支援のネットワークがつくっていると、ひとつの職場で失敗しても

またチャレンジできるため、支援のネットワーク構築が必要だというご意見がありました。

それから、家族が働くことが増えており、保育園に入ったあとで障害に気づくことが少なくないため、丁寧な親子の関係を築く過程がスパッと抜けて、親御さん自身が障害のことをきちんと受容できないまま大きくなってしまいうこともあるため難しいというお話もございました。

放課後等デイサービスについては、事業所数が増えてはおりますが、支援の質の向上が課題だというお話がございました。また、サービスを運営する際に、報酬があまり高いわけではないので運営の難しいというお話、子どもの医療的ケアに携わったことがある人が非常に少ないので、人材の確保という点で苦労しているというお話がありました。

さらに、事業所が老朽化してきているという状況や、利用者が複数の事業所を利用しているために、どの事業所が核になって支援するのか分からなくなっているケースもあるというお話がございました。

次は訪問系の事業所についてです。この分野でも特に人材の確保についての課題があります。例えば、障害が重度の方の場合、長時間の利用が必要になるため、人の確保という面でなかなか難しい場面があるというご意見がありました。

さらに、相談支援事業所の対応について、マネジメントする力に課題が多いというご意見もありました。例えば、区役所が間に入らないと動きようがないという事例もあるそうです。

それから、障害福祉サービスから介護保険に移行する際に利用者の説明がきちんと相談員からされていないので、事業者が責められる場合もあるというお話がありました。また、研修については、精神障害の方や発達障害の方への対応に関する研修をぜひやってほしいというご意見もありました。

次は、グループホームなどの居住系の事業所についてです。この分野についても慢性的な人員不足が続いており、夜間の担い手が不足しています。また、医療的なケアが必要な場合、看護師が必要になりますが確保が非常に難しいというお話がございました。

グループホームについては給付費が少なく、採算性の面が難しいというご意見や、グループホームを運営する場所を確保・賃借・整備するための資金が難しいというお話もございました。

また、レスパイトについても言及がありました。レスパイトは市単独の事業で、一般の方たちに補助的に力を借りて運営していますが、障害の重い方が来ることが多く、限界を感じているというお話でした。また、連携については自分の事業所だけではなく、本人のために使える資源を探すことが重要だというご意見がありました。

さらに、自立支援協議会などを通じて、協働して取り組んでいく必要性を感じているというご発言や、事例検討のほかに継続して積み上げる学びの場が必要であり、

自立支援協議会などにおいて学び合う仕組みが必要ではないかという視点でお話いただきました。ひとつの法人だけで問題を抱えるのではなく、連携しながら職員を育成していくことについても取り組みが必要ではないかというご意見がありました。

居住系の施設は地域にございますので、地域の方々との関係性について、町内会の方たちにご協力をいただいているという声がある一方で、施設の設置について地域住民の感情や感覚も関わっているという声、地域住民の雇用に結びつけることで理解を得ることができるのではないかというご意見がありました。

次は通所の事業所についてです。この分野でも職員の確保が非常に課題になっています。就労支援に関しては、就労する場所での合理的配慮が必要だというお話や、最初からフルタイムではなくて徐々に働く時間を伸ばしていくような仕組みも必要ではないかというお話がありました。

それから、障害や難病のある方は、恋愛や結婚を諦めている場合が多いので、人生の意欲がわくような場を持つことも必要ではないかというご意見もありました。また、就労移行支援の事業については、新しい利用者の確保が難しいという声もございました。

就労移行の支援をした方が職場を離職される場合に、自分たちがどこまで関わることが問題という話もありました。また、新卒者を 2 年で移行するのは難しく、学齢期の身辺自立など就労準備態勢が整っているかどうかでも就労できるかの鍵になるというご意見もありました。

就労の定着については、定着の強化には行政の取り組みだけではなく、関係機関の連携がなければ難しいというお話や、金銭管理も非常に課題というご意見がありました。

それから、就労後についても相談を受けているが、相談の費用は法人が持ち出している状態というお話がありました。また、家庭にも問題があり家族支援の視点も求められる場合もあるそうです。就労継続支援 B 型については、幅広い年齢層の方が通って来ることや、利用者の高齢化が課題になっているというお話もありました。

最後に、地域における支援者についてです。障害のある方は、地域の集まりに来ていただく場合もありますが、次から来なくなってしまうというような方もいること、地域の中でどのように支えていくかが課題であること、「助けて」と声をかけてもらおうと、地域としても支え合いができることなどのお話もございました。

地域の状況としては、障害にはさまざまな種類があって、知られたくない人もいて難しいという声が多くあがりました。家族が障害を知られたくない場合は、家族自身も地域に馴染めなくなってしまうという状況があるというお話もありました。また、自分の子どもに障害があることを受け止める存在が必要だけれども、それを打ち明けられる人がなかなか見つけられないというお話もありました。

障害児の場合は、特別支援学校など住んでいる場所と違う場所の学校に行く場合がありますが、そのような場合、障害のある子どもが暮らしているということ自体、

地域の中でなかなか認知してもらえないというご意見がありました。

障害理解については、障害のある子どもを持つ親同士でないと分からないこともあるということや、表に見えない障害のある方にとっては難しい面があるというお声もありました。以上でございます。

会 長 ありがとうございます。ただいま事務局より次第の 4 の議事、(2)②聴き取り調査結果についてご説明がありました。今回の聴き取り調査については、委員の皆様にご参加いただいて、協力をしていただいた経過があります。もしよろしければ、聴き取り調査にご参加いただいた委員の皆様から一言ずつ、1分から2分を越えない程度で、ご感想やご意見を頂戴できればと思いますが、皆さんいかがでしょうか。それでは、委員の皆様で聴き取りに参加された方も、参加されなかった方もいると思いますけれども、時計回りに、市川委員からお願いいたします。

市川委員 共生福祉会の市川でございます。私は視覚障害のある方と訪問系の事業所の方にヒアリングさせていただきました。視覚障害のある方々は、来られた方についてはたくましく生きておられるなと感じました。それほど人に頼らなくても、自分でやっていくというような意見が割と多かったです。一方で、やはりこの社会への理解が必要ではないかというお話がありました。

訪問系の事業所の方々についてはやはり人材不足が深刻で、スタッフが足りないというお話がありました。それから、視覚障害のある方のお話と関係しますが、同行援護がなかなか使えないということ、同行援護をするためのスタッフがいないというお話がありました。同行援護を行うためには資格も必要ですし、時間が取られてしまうので、利用者の要望になかなか応えられないというお声がありました。

普段あまり聞くことのないお話を聞くことができ、大変参考になりました。以上です。

会 長 ありがとうございます。委員の皆様にはスケジュールの調整で聴き取りに参加できた方もいらっしゃると思いますが、そうでない方もいらっしゃると思います。次、桔梗委員よりよろしく願いいたします。

桔梗委員 桔梗です。当事者については聴覚のある方と難病患者、スポーツ関係者当事者の3カ所、支援者については児童関係の事業所の1カ所、計4カ所のヒアリングをさせていただきました。

委員にならせていただいて3度目のヒアリングでしたので、ここ数年の経緯も見ながら、お話を伺わせていただきました。

やはり、何年経ってヒアリングをさせていただいても、共通しているなというお声がございますので、ひとつお話ししたいと思います。

先ほどの報告にもありましたように、このようなヒアリングの場に参加できて非

常に良かったというご意見をいただきました。情報共有やコミュニケーションをしたいと思っている方は多いのですが、なかなか難しいというお声でした。ヒアリングの場は、行政だからこそ様々な事業者を集めることができるのではないかと、特定の業界団体が音頭を取って集めることは難しい部分もあるというお話でした。

同様に、悩みを持っている支援者や親御さん、障害のある当事者とのコミュニケーションの不足がどこでも話題に上がったかと思えます。

ヒアリングの場という名目で構いませんので、このような場をぜひ増やしてほしいというお声がありました。現在、ココロンカフェは行っておりますが、いろんな形で皆さんが集まって、顔を合わせて集える場所が必要ではないかと思いました。以上です。

会 長 ありがとうございます。続きまして、坂井委員よりお願いします。

坂井委員 エイジェックフレンドリー仙台の坂井です。私は障害者スポーツ関係の当事者の方たちと、障害のある子ども、発達の不安のある子どものご家族に対するヒアリングに参加しました。

スポーツ関係の当事者については、非常に前向きな方々が多かったという印象があります。物理的なサポートがあれば、よりよい改善ができるのではないかと感じました。

発達に不安のある子どものご家族については、相談できる場所が少ないという共通項があります。親御さんの会のような場がやはり必要だという話が出ていました。

また、障害や病気を見極めること、対処の仕方に共通して悩んでおられました。気軽に相談できる場所や、同じ立場の人たちが集まる場所について、我々で手助けができるのであればしたいと感じました。以上です。

会 長 坂井委員，ありがとうございます。続きまして佐々木委員，よろしくお願ひします。

佐々木委員 私は肢体不自由の方，発達障害のある方，発達に不安があるご家族の方，児童系の障害サービスを提供する事業所の方のヒアリングに伺いました。中でも発達に不安のある子どものご家族についてピアカウンセリングの場がなかなかないという現状が印象的でした。

そのような場があれば，支援や制度，社会資源が不足しているという現状を共有して，これがあればいいのにねという話ができるようになります。制度が追い付かなくても，社会資源が足りなくても，不満を感じるだけでなく，互いに共感することができれば，自分たちができることに焦点を移して転換していくことができるようになるのではないのでしょうか。やはり共感する場，ピアカウンセリングの場があることが，ご家族の気持ちの前向きになっていくことにつながっていくように感

じます。

現在も支援者は努力していますが、すぐにはできないものを補うには、共感できる場づくりや、自分たちも何かやっていけるのではないかと思えるようなピアカウンセリングの場が大事なのではないかと思います。その両輪があつてこそ、障害当事者と家族をサポートできるのではないかと非常に思いました。以上です。

会 長 ありがとうございます。続きまして杉委員，よろしく申し上げます。

杉 委 員 私は発達障害のある方に対してヒアリングさせていただきました。アーチルで行っている青年の会に所属されている方々への聴き取りでしたので，ご自身の気持ちを端的にお話しいただき，とても明るい皆さん方だったという印象がありました。

教育の分野でもそのような当事者の方々から生の声を聞く機会があり，先生方の研修会でもお話を伺ったことがありました。皆さん，一樣にお話しされるのは就労の苦勞。その苦勞をなかなか分かっていただけないという悩みです。

それから教育についてもお話がございました。大人になってみて初めて分かることがあり，子どものときの友達関係を築くことの難しさやいじめを受けたことなど，具体的なお話がありました。私は教員ですので，教師として改めてハッとさせられる部分がかかりました。

今回はお話ししたい，自分たちの気持ちを表現したいという方々に伺い，貴重な機会でした。一般市民は、当事者の方のお話を聞く機会はあまり多くはないわけで、発達障害についての理解はまだまだ世の中に広がっていかないという現実を実感いたしました。以上です。

会 長 ありがとうございます。次は鈴木委員に申し上げます。

鈴木清隆 委員 社会福祉協議会の鈴木でございます。私は聴覚障害のある方と居住系の事業所の方々のお話を伺いました。聴覚障害のある皆様は団体の役員の皆様を中心だったため，年齢的にも高い方が多く，現役時代はきちんとお仕事されていらっしゃる方が多くおりました。

特に，コミュニケーションの手段である手話の大切さを皆さんお話されておりました。先ほど課長のお話にあつたように，筆談では文章の理解がなかなかできないため，手話の重要性を改めて感じました。

居住系のサービスを提供する事業所については，グループホームを運営されておられる法人の皆様が中心でした。特に人材確保も含めた運営の厳しさが課題だとおっしゃられており，それについてはどのような進め方がいいのかと考えさせられました。

単独の法人だけではなかなか解決に結びつかないものも，法人間の連携や役割分担を行い，すべてを抱え込まずに対応していくような方向性を目指していかないと

新たな展開にはならないのではないかとのご意見がありました。また、グループホームが最後の、終の棲家のようにになっているが、そのようなことではないというご意見がございました。

ご自分が一人暮らしを望むのであれば、それを実現することを目指すことが大事であるとお話をされておられまして、本当にその通りだと感じました。

グループホームは、自活した生活の最後の場ではなく、一人で生活したいということであれば、それを支えるサービスや支援を整えていく必要があります、そのための計画をつくっていく必要があるのだろうと感じました。以上です。

会 長 ありがとうございます。次に中嶋委員よりお願いします。

中嶋委員 私は知的障害のある方と精神障害のある方のお話を伺いました。知的障害のある方は、ジョブコーチのいる職場で働いているので、とても毎日が楽しくお仕事できている、というお話をされたのがとても印象的でした。

ヒアリングの際には、やはりジョブコーチのいる職場がたくさん増えるといいというようなお話をさせていただきましたが、ジョブコーチを雇用する場合、手続きが2局にまたがるため、申請も請求もカウントも二重になり、非常に煩わしく、事業所の持ち出しになっている場合があるというようなことも挙げられております。

障害のある方々はジョブコーチという存在を頼りにしていますが、制度的な煩わしさがあることについてはニーズがあるわけですので、手続き上など整理できたらいいのではないかと今日改めて感じたところです。

また、知的障害のある方、精神障害のある方双方でおっしゃっていたことは医療費助成についてです。医療費助成は、いったん医療機関にかかるとき立て替えによって負担をし、数カ月後にその立て替えた分が戻ってくる、というような仕組みです。本来病気なので、すぐに病院にかかりたいのですが、通帳の残高とにらめっこしたり、障害年金が入金される日まで待ったりする苦しさもあるというお話がございました。医療費助成については、結果的に助成していただけるのであれば、立て替えるという制度ではなくて、窓口精算がないと非常にありがたいという声も挙げられました。

それから、精神障害のある方についてですが、就職活動をする際に、自分の障害を隠して就職活動をされるという方が非常に多くいらっしゃるように感じます。しかし、障害を隠して就職をした場合、離職につながるケースも非常に高いものですから、やはり障害理解が非常に重要だということを感じ取ることができました。

ヒアリングのときには、現状の制度のマイナス面が非常に多く挙げられることが多いのですが、ある方から「自分は東海地方のある県から数年前に転居してきました。住んでいた地域も郡部であったため、生活に対して非常に不便に感じることがありました。しかしながら数年前に仙台に転居して来てから、もうガラッと目の前が明るく変わりました。仙台はとても障害のある自分たちに対して、とてもいい取

り組みをしてくださっている、やはり政令指定都市であるということを感じながら生活しています」というとても嬉しいコメントをいただいたこともここでご紹介させていただきます。以上です。

会 長 ありがとうございます。続きまして松本委員、お願いいたします。

松本委員 私は視覚障害のある方と居住系の福祉サービスを提供する事業所に対してヒアリングいたしました。

視覚障害のある方については、意外に思ったことは点字ブロックのことです。点字ブロックは既にたくさん敷かれておりますし、敷かれてから大分歴史があるのではないかと思います。車が停まっていたり、自転車が停まっていたり、物が置かれていたり、せっかく敷かれていても十分にそれが周知されていないというお話をお聴きし、何か古くて新しい問題だと感じました。この点については、割と簡単に解消できるのではないかと感じました。

それから、災害のときの避難所については、今後のことを見据えて、大きな避難所をつくるだけでなく小さな避難所を数多くつくっておく必要があるのではないかと感じました。また、視覚障害のある方や聴覚障害のある方もキャッチできるような情報提供の仕方を考えていかなければいけないのではないかと感じました。

居住系の福祉サービスを提供する事業所については、私もグループホームを運営しておりますがまったく同じ状況でして、職員が集まりません。職員の質というよりも、まず量的に集まらないことが本当に悩みで、どの法人もその点についておっしゃっています。

特に夜勤など宿直を伴う職場の職員が集まりません。欠員状態でスタートする事業所がたくさんありますし、年度途中でも職員は辞めてしまいます。そのような時代になってしまったのではないかと感じますが、職員の不足が深刻な問題になっている一方で、グループホームの希望は非常に多くなっています。

アンケートの結果にもございましたが、ご家族の方が、自分が亡くなった後に、グループホームにお願いしたいという希望が非常に多くなっております。

しかし、グループホームを建設するためには大変お金がかかります。法人でも本当にお金がない財布の底をはたいて整備しなければならないという状況もありますし、やっと建てても、運営費が赤字の状態になってしまいます。よほどの覚悟をしていかないと、グループホームに手をつけられないという状況もありますので、これからますますグループホームの需要と供給の差が大きくなっていくのではないかと感じました。以上です。

会 長 ありがとうございます。続きまして目黒委員、お願いします。

目黒委員 宮城県自閉症協会の目黒です。私は難病患者のお話と、訪問系の事業所のお話を

伺いました。率直に言ってとても面白かったです。様々な分野の方とお話しすることはとても楽しく、報告書を見て、ヒアリングの当日このようなことを話していたのかと気づいた部分もあります。

訪問系のサービスを提供する事業所の職員の方のお話は初めてお聴きました。これまで、なぜ自閉症の重い方の同行援護は事業所に断られるのだろうと思っていました。新任の方はトレーニングや知識が不足しているために断る場合もありますし、同行援護には資格が必要で、手配の手間がかなりかかるのですが利用者から断られてしまったらそれで終わり、代わり的人はいないというお話もありました。

切実なお話をしているのを聞いて、ああ、なるほどと思いました。友人からは、「気に入らない人と一緒にいたくない、断るさ、それは」という話しか聞いたことがなかったのですが、事業所側の意見も聴くと、ああ、そういうことだったのかと分かりました。研修にはお金がかかるから、なかなか研修できないというお話も聴き、とても面白かったです。もっとこのような場があればいいなと思いました。話がまとまらずすみません。非常に楽しい時間でした。

会 長 目黒委員，ありがとうございました。続きまして諸橋委員，お願いします。

諸 橋 委 員 私は障害者スポーツ関係の当事者の方と、てんかん協会の方の 2 つに聴き取りをいたしました。内容は書いてある通りでございます。

障害者スポーツ関係については、競技のスポーツとして行うことと、ただ楽しむために行うことは違いますが、課題が大きいように感じました。情報についてのアクセシビリティに関する課題や場所の確保の問題など、様々論点がありました。やはり次の計画で、解決の方向性を示していくべきではないかと思いました。

障害者スポーツに関しては、仙台市の障害者スポーツ協会をはじめ、いくつかの機関が取り組んでおりますが、総じて支援の側の支えが弱いように感じます。ご家族や本人努力に委ねられている部分が多く、取り組む方も高齢化しつつあるという課題が見えました。

てんかんについては、長年に渡って、てんかん協会は非常に熱心に親及び当事者に対していろんな形で相談支援や交流をなさっています。震災のときは電話相談をすぐ立ち上げて、熱心にやってこられました。

なかなか表だって出てこない障害でもありますが、てんかんという分野は非常に幅広いので、市民への理解を中心として進めていく必要があるのではないかと思います。特に就労の面については重要で、てんかんを隠して働いていらっしゃる方が圧倒的に多くなっています。このような現状が社会問題化されていくことについて、しっかりと世の中の理解を得ていくことが大事ではないかと思いました。

頼まれたわけではありませんが、昨日はダウン症デイがあり、今度はパープルデイと呼ばれる「てんかんの日」があります。3月25日の土曜日にメディアテークのオープンスクエアで1時半から集まりますので、お時間ある方は足を運んでいただ

ければと思います。私も参ります。以上です。

会 長 ありがとうございます。ただいま聴き取りに参加された委員の皆様から感想等についてお話しいただきました。事務局から今のお話を受けて何かありますか。よろしいですか。では時間も押しておりますが、次に進めさせていただきます。

(3) 次期「仙台市障害者保健福祉計画」及び第 5 期「仙台市障害福祉計画」について

会 長 続きます(3)です。次期「仙台市障害者保健福祉計画」及び第 5 期「仙台市障害福祉計画」について、事務局より説明願います。

事務局 (高橋課長) それでは資料 4 と参考資料 4 をご準備いただきたいと思います。参考資料 4 は前回の協議会と、協議会の後に委員の皆様からお寄せいただいたご意見でございます。その中では、この計画のあり方を検討していくにあたって、共通認識を持つということが大事ではないかというようなことや、深めていくテーマとして就労、親亡き後、権利擁護などの議論が必要ではないかというご意見を頂戴いたしました。

今後のスケジュールについては、資料 4 をご覧ください。前回の協議会では、今回の協議会で作業部会も含めてどうするかをお諮りしたいとお話しておりました。

しかし、アンケート調査と聴き取り調査の結果をまとめることに精一杯になってしまい、本日お示しすることができませんでした。大変申し訳ございません。本日、皆さんからいただいたご意見も踏まえて、もう一度整理をさせていただきたいと思っておりますので、次回説明させていただきたいと思っております。

今後の協議会の進め方については、資料 4 のスケジュールの通りです。まず 5 月に第 1 回を行い、作業部会の設置などについてご説明させていただきたいと思っております。また、今回いただいたご意見や、ヒアリング、アンケートの結果なども、さらに整理をさせていただきたいと考えております。

6 月についてはテーマが未定ですが、委員からもご提案がありました勉強会を持てたらいいのではないかと考え予定をしております。第 2 回の施策推進協議会については 7 月、9 月、10 月、11 月と毎月 1 回ほどさせていただきます、11 月までの間に中間案をまとめ、パブリックコメントを 12 月から 1 月にかけて行いたいと思っております。

それを踏まえて、答申の案の作成をしていただいて、2 月についてはその案について決定していただき、私どもに答申いただくという流れで考えております。

これと並行して、計画のモニタリングについても進めることで考えております。また、障害者施策推進協議会のほかにも、障害関連の審議会として、自立支援協議会、精神保健福祉審議会がございます。それらの議論についても、今後の協議会の中で共有をしていければと考えております。

本日たくさんのご意見をいただきましたので、そのご意見も踏まえ、新しい計画についてどのようなあり方がいいかを、皆様にご議論をしていただきたいと思います。

おりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

会 長 はい、ありがとうございました。ただいま事務局より議事(3)について説明がありました。このことについて皆様からご意見、ご質問、ご確認がありましたらいただきたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい、では次第の 4 の議事については、ここまでとさせていただきます。

(5) その他

会 長 次に(5)その他とございますけれども、委員の皆様から何かございますか。目黒委員、お願いします。

目黒委員 私どもの通信を配らせていただきましたので、どうぞご覧ください。4月8日に自閉症啓発日のイベントとして、福祉プラザで映画の上映を行いますので、どうぞご利用ください。自閉症協会のDVDと、NHKから借りてきたDVDの上映を行いたいと思います。たくさんの方に来ていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。以上です。

会 長 ありがとうございます。そのほか、委員の皆様から何かございますか。よろしいでしょうか。それでは本日の議事については終了させていただきます。進行は事務局にお戻します。

(6) 閉 会

事 務 局 阿部会長、進行ありがとうございました。それでは最後に事務的な連絡を申し上げたいと思います。本日の議事に関しまして、追加のご意見等ございましたら、4月6日の木曜日までに、ファックスやメールなどで事務局あてご送付いただきますようお願いいたします。本日お手元にご意見・ご質問票をお配りさせていただきましたので、そちらをご利用ください。

また本日の議事録につきましては、事務局にて案を作成させていただいた上、委員の皆様にお送りいたします。これに加除修正をしていただきまして、ご返送いただければと考えております。これに基づき、事務局が修正作業を行い、議事録として決定をさせていただきたいと思います。

それでは今回は今年度最後の協議会でしたので、最後に健康福祉部長よりご挨拶申し上げます。

事 務 局 皆さん、時間が押し迫っていますので、簡単にご挨拶させていただきます。ご議論いただいた障害者差別解消条例については、昨年4月から施行させていただいております。その間、委員の皆様への入れ替え等々もございましたが、原則的には引き続き委員の皆様をお願いさせていただきました。

平成 28 年度仙台市障害者施策推進協議会（第 5 回）

昨年 4 月は、この事務局にはほとんど人事異動がありませんでしたが、4 月 1 日の人事異動がありました。私は実質的には 4 月以降も残りますが、課長・所長 3 名については異動あるいは退職を迎えておりますので、担当から挨拶をさせていただきたいと思います。

事務局
(高橋課長)

4 月 1 日に異動になりました。この 3 年間、やはり条例に始まって条例に終わったように感じます。計画についてもちょっと若干心残りなところはございます。非常にたくさんの経験をさせていただいて、今までの役所生活の中でも本当に濃密な 3 年間でした。まだ 3 年しか経っていないのかと少し信じられないような感じもいたします。

委員の皆様には様々支えていただいて、本当にありがとうございました。引き続き役所で仕事をしてまいりますので、今後ともどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。本当にどうもありがとうございました（拍手）。

事務局
(小野課長)

障害者支援課の小野でございます。私は 2 年間で異動になりましたが、あっという間の 2 年で、本当に短かったなという思いでいっぱいです。色々な経験や勉強させていただいたことを今後の糧にしていきたいと思ひますので、本当に 2 年間どうもありがとうございました（拍手）。

事務局
(金子所長)

障害者総合支援センターの金子でございます。長年にわたり、皆様方には大変お世話になりました。私は異動ではなく、定年のために退職することになります。ただ、皆様方の前から姿を消すわけではなく、いろいろな場面でまた一緒させていただくこともあろうかと思ひますが、仙台市の職員としては一区切りということでございます。皆様に本当にお世話になりました。ありがとうございました（拍手）。

事務局
(村上部長)

それでは新年度以降、この計画策定に向けまして、皆様方の引き続きのご協力よろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局

それでは以上を持ちまして、平成 28 年度仙台市障害者施策推進協議会第 5 回を終了させていただきます。本日はお忙しい中、長時間にわたってのご審議ありがとうございました。—了—

署名人 市川義直

